

政令第二百九十三号

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第十三条並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第十条の五第一項及び第三十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章 経過措置（第三条）

附則

第一章 関係政令の整備

（植物防疫法施行令の一部改正）

第一条 植物防疫法施行令（昭和五十一年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 当該予算総額の四割は、次に掲げる特別の事情に対応した侵入調査事業及び発生予察事業への協力並びに病虫害防除所の運営を行うための経費を要する都道府県に配分する。

イ 有害動物又は有害植物のまん延に対処するためその他農業生産の安全及び助長を図るため緊急に植物の検疫、防除及び発生予察事業を行う必要があると認められること。

ロ イに掲げるもののほか、有害動物又は有害植物の分布及び過去の侵入又はまん延の状況、有用な植物の栽培又は植生の状況等の特別の事情

第二条第四号を削り、同条を第三条とし、第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(登録検査機関の登録の有効期間)

第一条 植物防疫法（以下「法」という。）第十条の五第一項の政令で定める期間は、四年とする。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第二号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「輸出植物」を「輸出植

物等」に改める。

第二章 経過措置

第三条 農林水産大臣は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同法による改正後の植物防疫法第十六条の七第二項の規定の例により、都道府県の承諾を得て、同項の計画を定めることができる。

附 則

この政令は、施行日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

理由

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴い、登録検査機関の登録の有効期間を定める等関係政令の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める必要があるからである。